

【届出が必要な行為】

行 為	内 容 説 明
(1) 土地区画形質の変更	切土、盛土及び区画等の変更をすることです。
(2) 建築物の建築	「建築物」には住宅、店舗、事務所等の他、 <u>車庫</u> 、 <u>物置</u> 、建築物等に付属する <u>門</u> 又は <u>塀</u> などが含まれます。 「建築」とは新築、増築、改築、移転のことをいいます。
(3) 工作物の建設	<u>垣</u> 、 <u>柵</u> 、 <u>擁壁</u> 、煙突、広告塔、広告板及び案内板を設置することです。
(4) 建築物等の用途の変更	例えば住宅から事務所又は店舗等建物に用途を変更して使用することです。
(5) 建築物等の形態又は意匠の変更	外から見える部分の形や、材料、色などの変更をすることです。

※届出が不要な場合もありますので、詳しくは、都市計画課までお問合せください。

【届出について】

- 1 当該行為に着手する日の30日前までに提出してください。
- 2 都市計画課へ提出してください。
- 3 届出書及び次の図面を添付してください。2部。

行為の種類	図書	縮 尺	備 考
土地の区画形質の変更	案内図	1/2,500 程度	・方位を表示。・赤線で区域表示。
	公図写	—	・赤線で区域表示。
	求積図	1/250 程度	・敷地及び区画形質の変更区域。
	造成計画平面図	1/50 程度	・切土及び盛土の区域を色分けする。
	断面図	1/50 程度	・施工前と施工後の状況を明示したもの。
建築物の建築 工作物の建設	案内図	1/2,500 程度	・方位を表示。・赤線で区域表示。
	公図写	—	・赤線で区域表示。
	配置図	1/100 程度	・建築物又は工作物の位置。 ・建築物は、道路や隣地等の各境界から、 <u>外壁</u> 等の面(床面積に算入されない出窓の外壁等は除く)までの最短距離を表示。 ・敷地の境界を明示。・道路幅員を表示。
	求積図	1/250 程度	・敷地及び建物(建築面積・延床面積)。
	各階平面図	1/50 程度	・工作物の場合不要。
建築物等の用途の変更	立面図(2面以上)	1/50 程度	・平均地盤面からの最高高さを表示。 ・建築物の建築の場合、軒の高さ及び外壁と屋根の色を表示。
	工作物の設計図	1/100 程度	・工作物の建設を行う場合。
	敷地縦横断図	1/100 程度	・敷地と道路・隣地地盤に高低差がある場合。
	詳細図	1/50 程度	・形状が不明瞭な場合(出窓、ベランダ等)。
	案内図	1/2,500 程度	・方位を表示。・赤線で区域表示。
建築物等の形態 又は意匠の変更	公図写	—	・赤線で区域表示。
	配置図	1/100 程度	・建築物又は工作物の位置。 ・建築物は、道路や隣地等の各境界から、 <u>外壁</u> 等の面(床面積に算入されない出窓の外壁等は除く)までの最短距離を表示。 ・敷地の境界を明示。・道路幅員を表示。
	立面図(2面以上)	1/50 程度	・平均地盤面からの最高高さを表示。 ・建築物の場合、軒の高さ及び外壁と屋根の色を表示。

添付書類には届出者または作成者等の氏名を記入してください。

書類は、A4 サイズで、図面も A4 にたたんで、左綴じでお願いします。

その他、必要に応じて関係事項を記載した参考図書等を、添付していただく場合もあります。